

令和5年10月20日

高齢者関係施設等 施設長 様
管理者 様神戸市福祉局高齢福祉課長
介護保険課長令和5年度神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急
支援事業(給付金)【拡充分】について(ご案内)

平素は、本市の高齢福祉行政の推進に、また、各事業所におかれましては引き続き感染防止対策の徹底と利用者への切れ目のないサービス提供にご尽力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

令和5年7月28日より「神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業(給付金)」を実施しておりますが、物価高騰の影響が長期化していることから、本市では、追加で補正予算を編成し、下記のとおり本市独自の支援を拡充して実施することとなりました。

このたび、下記のとおり拡充分の申請手続きを開始するとともに、申請期間を延長しますのでお知らせいたします。

給付金を事業運営に活用し、引き続き市民の生活を支援する福祉サービスの提供継続にご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 拡充する内容

- ・入所系・通所系施設について、給付金額(単価)を増額(算定方法は変更なし)
- ・すべての種別の事業所について、申請期間を令和5年12月31日(日)まで延長

	令和5年度当初	今回の拡充後合計	追加支給分
入所系施設	90円/人/日	120円/人/日	+30円/人/日
通所系施設	30円/人/日	40円/人/日	+10円/人/日
訪問系事業所等	50,000円/事業所	50,000円/事業所	—

2. 給付金の申請方法

(1) 10月19日(木)までに令和5年度当初分を申請済みの事業所【入所・通所のみ】

- * 11月1日(水)以降に「変更申請」の案内がメールで届きます。
- * 当初申請時にご使用いただいた電子申請フォームの「MYページ」に変更申請の内容が掲載され、ページ内で確認・送信するだけで拡充分の申請が完了します。
- * 令和5年12月31日(日)までに手続きを完了してください。

(2) まだ令和5年度当初分を申請していない事業所【すべての種別】

- * 申請期間を令和5年12月31日(日)まで延長します。
- * 10月20日(金)以降、拡充後の合計額で申請が可能となっています。
- * 下記の電子申請フォームから申請してください。

【電子申請フォーム(介護・高齢者福祉)】

<https://f7948db3.form.kintoneapp.com/public/kobe-bukkakoutou-kaigo>

詳細は、別紙「令和5年度物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業の申請【拡充】について(要領)」をご確認ください。

3. 問い合わせ先

神戸市物価高騰支援事務局
電話：050-5526-2234(専用コールセンター)(平日9:00~17:00)
Eメール：kobe_fukushisien@os.tempstaff.jp

担当：神戸市福祉局介護保険課管理係

令和5年度物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業の申請【拡充】について(要領)
【介護・高齢者福祉】

I 10月19日(木)までに令和5年度当初分を申請済みの事業所【入所・通所のみ】

(1) 対象

7月28日(金)から10月19日(木)までに、令和5年度当初分を申請済みの事業所

(2) 手続き

- ・ 当初申請時にご登録いただいたEメールで「MYページ(変更申請)」の案内が届きますので、お待ちください(11月1日(水)以降に送信予定です)。
- ・ 11月1日以降に、電子申請フォームの「MYページ」内に、拡充後の金額による変更申請の内容が掲載されます。
- ・ ページ内で金額等をご覧いただき、確認ボタンで内容を送信するだけで拡充分の申請が完了します。
- ・ 令和5年12月31日(日)までに手続きを完了してください。

(3) 補足

- ・ 訪問系事業所については、拡充支給はありませんので、手続きは不要です。
- ・ 当初申請において、1事業所あたりの金額が50,000円に満たない場合、1事業所あたり50,000円となるよう調整しています。拡充後の基準額で算定した後も50,000円に満たない場合には追加支給はありません。変更申請も不要ですので、恐れ入りますが上記「MYページ」では内容の確認のみ行ってください。

II まだ令和5年度当初分を申請していない事業所【すべての種別】

(1) ご準備いただくもの

- ① 事業所番号【お持ちでない場合は不要です】
- ② 確認メール受信用のEメールアドレス
- ③ 定員数(入所・通所)、令和5年6月の延べ利用者数(入所・通所)

(2) 電子申請の方法

- ・ 下記のURLより、必要事項を記入してください。確認画面を印刷していただくことが可能となっており、メールでも受付内容を送付しますので、申請内容の控えとしてご確認・保管いただくことができます。
- ・ 送信後、修正が必要な場合には、再度申請入力をしていただきます。申請ステータスで「再申請(修正)」を選択のうえ、受付番号を入力してください。
- ・ 電子申請フォーム URL

<https://f7948db3.form.kintoneapp.com/public/kobe-bukkakoutou-kaigo>



(3) 申請受付期限

令和5年12月31日(日)まで(入力完了)

令和5年度物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業（概要）【拡充後】

1. 事業の概要

コロナ禍以降の光熱水費や食料品費など物価高騰の影響が長期化し、依然として福祉施設・事業所等に広く及ぶ一方で、介護報酬等の改正はなされておらず、利用者からの徴収にも制限がある中で、事業者の運営に影響が生じています。神戸市では、昨年度に引き続き緊急的な支援を実施し、福祉施設・事業所の喫緊の運営課題に対応することで、市民への安定的なサービス提供の確保を図ります。なお、この事業は、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した事業です。

2. 対象施設・事業所

介護・高齢者福祉サービス等を提供する入所施設・通所施設・訪問系事業所等

* 令和5年12月1日までに開設し、申請日時点で事業を行っている事業所

3. 給付金の対象経費

対象施設・事業所が負担している①光熱水費、②食料品費、③消耗品費

*前年度決算との比較にかかわらず、上記の経費に充当することができます。

4. 給付金額【拡充後】

(1)対象施設と給付金の基準額

区分	サービスの種類	給付金の基準額 【拡充後】	追加支給分
入所施設	・ 特別養護老人ホーム(地域密着型含む) ・ 介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設 ・ 特定施設入居者生活介護(地域密着型含む) ・ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・ 養護老人ホーム ・ ケアハウス ・ ショートステイ	<u>120 円/日/人</u>	<u>+30 円/日/人</u>
多機能	・ (看護)小規模多機能型居宅介護	・ 泊り分	<u>+30 円/日/人</u>
		・ 通い分	<u>+10 円/日/人</u>
		・ 訪問分	50,000 円
通所施設	・ 通所介護(デイサービス・認知症対応型、地域密着型含む) ・ 通所リハビリテーション	<u>40 円/日/人</u>	<u>+10 円/日/人</u>

訪問系 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(夜間対応型・定期巡回含む) ・訪問看護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与および販売 	50,000 円	—
------------	--	----------	---

- ※1：同じ事業所で複数の事業を実施している場合は、サービスごとに申請してください。
ただし、複数の対象事業所が併設されている場合は、利用者数が重複して報告されないようご注意ください。
- ※2：福祉用具貸与と販売の両方を同じ事業所で行っている場合は、1つの事業所として申請してください。
- ※4：年度途中で事業を開始した施設等については12か月分ではなく、開始月以降の月割りでの計算となりますのでご注意ください。
- ※5：1事業所あたりの金額が50,000円に満たない場合、1事業所あたり50,000円となるよう調整します。
- ※6：拡充後の基準額により算定した後にも、1事業所あたりの金額が50,000円に満たない場合には、追加支給はありません。変更申請も不要です。

(2) 入所・通所施設の給付金計算方法

a) 令和5年5月までに事業開始した場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{令和5年6月1日～30日} \\ \text{の延べ利用者数} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{サービスごとの} \\ \text{給付金の基準額} \\ \text{(上記参照)} \end{array}} \times \boxed{12(\text{か月})}$$

※ 令和5年5月1日～5月末日までに事業開始した場合の月数は11(か月)

b) 令和5年6月1日～令和5年12月1日に事業開始した場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{事業開始月または翌月の} \\ \text{1日～30日の} \\ \text{延べ利用者数} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{サービスごとの} \\ \text{給付金の基準額} \\ \text{(上記参照)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{事業開始月から} \\ \text{令和5年3月} \\ \text{までの月数} \end{array}}$$

※ 当該月の実際の日数にかかわらず、1日～30日の30日間を計算対象とします。

※ 令和5年12月1日開設施設までが対象となります。

(3) 注意事項

【共通】

- ・利用者数には要支援・要介護の方の両方を含みます。(介護予防事業所として別の申請を出す必要はありません。)
- ・同一の事業所で複数のサービスを提供している場合、サービスの種類ごとに申請が必要です(利用者数のカウントが重複しないようご注意ください)。
- ・特別の事情により運営を休止せざるを得なかったなど令和5年6月の利用者数では正確に施設・事業所の規模を反映できない場合は、個別に問い合わせ先へご相談ください。

【サービス種別】

- ・入所施設においては、入所者数をカウントし、入院・外泊などにより一時的に入所者が施設以外の場所で過ごしている場合も数を減らす必要はありません。
- ・養護老人ホーム・ケアハウスは要支援・要介護に限らずすべての入所者を含みます。
- ・正式入所の前の体験入所期間中の方も含みます。
- ・空床型のショートステイを併設している施設においては、ショートステイ利用者数も入所者数に含めて、2つのサービス種別を併せた申請として頂いても結構です。
- ・通所施設においては、利用者が実際に施設・事業所に通所した日を利用者数としてカウントしてください。5時間未満の利用者については0.5人分として計算してください。

6. 申請受付期限

令和5年12月31日(日)まで(入力完了)

7. 給付の決定及び給付金の支払い

- ・申請書の受理後、内容の審査を行い、決定通知書(様式第2号)を発送します(PDFファイルによる発出を予定しています)。
- ・給付決定した場合は、申請受理日の翌月末までに、兵庫県国民健康保険団体連合会から情報提供を受けた金融機関の口座へ給付金を振り込みます。

8. 実績報告について

- ・今回の給付金については全額、光熱水費・食材費・消耗品費など、福祉施設等の運営に必要な不可欠な経費のために使用してください。
- ・事後、給付金が対象経費に充てられたことを確認するため実績報告(電子申請)をしていただく予定です。(令和6年1月上旬頃～報告受付開始)
- ・なお、令和5年度途中で事業を休止・廃止する場合についても実績報告が必要です。
- ・実績報告により給付金に残余が生じた場合は、精算(返還)して頂く必要があります。

■問い合わせ先

神戸市物価高騰支援事務局

電話：050-5526-2234(専用コールセンター)(平日 9:00~17:00)

Eメール：kobe_fukushisien@os.tempstaff.jp

※基本的にはお電話でお問い合わせいただき、お電話でのお問い合わせが難しい場合はメールにてお問合せください。